

2018年(平成30年)7月13日(金曜日)

三島駅南口 土地売却 住民監査請求を市監査委員却下

三島市のJR三島駅南口西街区の再開発事業をめぐり、東京急行電鉄への土地売却で市に損害を与えたとして、豊岡武土市長に二億七千三百万円の損失補填を求めた住民監査請求について、市監査委員は請求要件を満たしていないとして十日付で却下した。請求人で事業に反対する「三島駅南口の整備を考える市民の

会」代表の渡辺豊博さん(左)は住民訴訟を起す方針。

西街区の事業は、市と市土地開発公社が所有していた同市一番町の土地〇・三四畝を再開発するもので、市の公募で東急が事業者に選ばれた。東急は二〇二〇年六月の開業に向け地上十階建て二百室のホテルを建設している。

請求書では〇・三四畝のうち公社が保有していた〇・三一畝について、市は公社から土地を買い取って東急に転売する手続きをせず、公社から東急に直接土地を売却させたため、市が得られたはずの二億七千三百万円を失ったと指摘した。

監査結果では、住民監査請求の対象となるのは、違法もしくは不当な公金支出などであり、市長が公社の土地を買い取るか否かの判断は、対象とならないとした。

市財政経営部は「土地の価格決定と市長の公社に対する監督のいずれについても適正に行われている」とコメントを出した。

渡辺さんは「門前払い扱いだ。市民の真相究明への思いを無視し、監査委員としての責任と仕事を果たしていない」と批判した。

(佐久間博康)